5.6.　2回の惰行時間ΔTaiとΔTbiの平均値ΔTiを以下の式によって計算するものとする。

$$\Delta T_i=\frac{\Delta T_{ai}+\Delta T_{bi}}{2}$$

5.7.　少なくとも4回の試験を実施し、平均惰行時間ΔT_jを以下の式によって計算するものとする。

$$\Delta T_j=\frac{1}{n}\times\sum_{i=1}^{n}\Delta T_i$$

5.8.　試験は、統計精度Pが3％以下（P≦3％）になるまで行うものとする。

統計精度Pをパーセンテージで表した値は、以下の式によって計算する。

$$P=\frac{t\times s}{\sqrt{n}}\times\frac{100}{\Delta T_j}$$

t：表2の係数

s：以下の式で得られる標準偏差

$$s=\sqrt{\sum_{i=1}^{n}\frac{(\Delta T_i-\Delta T_j)^2}{n-1}}$$

n：試験の回数

表2：統計精度に用いる係数

n	t	$\frac{t}{\sqrt{n}}$
4	3.2	1.60
5	2.8	1.25
6	2.6	1.06
7	2.5	0.94
8	2.4	0.85
9	2.3	0.77
10	2.3	0.73
11	2.2	0.66
12	2.2	0.64
13	2.2	0.61
14	2.2	0.59
15	2.2	0.57

5.9.　繰り返し試験を行う際には、同じ暖機の手順を踏むとともに、惰行開始速度が等しくなるよう注意を払うものとする。

6.10.　複数の規定速度における惰行時間の測定は、連続した惰行により行ってもよい。この場合、惰行は、同一の暖機手順が観察された後に同一の惰行開始速度で繰り返されるよう実施しなければならない。

5.11.　惰行時間を記録するものとする。

6.　データの処理

6.1.　転がり抵抗力の計算

6.1.1.　規定速度v_jにおける転がり抵抗力F_j（ニュートン）は、以下の式で計算するものとする。

$$F_j=\frac{1}{3.6}\times(m+m_r)\times\frac{2\Delta v}{\Delta T_j}$$

m_rは、測定又は計算により求めるか、m_rの7％と推定することができる。

6.1.2.　F_jは、6.2.に従って補正するものとする。

6.2.　転がり抵抗曲線の当てはめ

Fは、以下のとおり計算するものとする。

6.2.1.　上記で求めたF_jとv_jの値の組み合わせを、以下の線形回帰式に当てはめることにより、係数f_0とf_2を求めるものとする。

$$F=f_0+f_2\times v^2$$

6.2.2.　求められた係数f_0とf_2を、以下の式によって、標準的な周囲条件に補正するものとする。

$$f_0^*=f_0\left[1+K_0(T_T-T_0)\right]$$

$$f_2^*=f_2\times\frac{T_T}{T_0}\times\frac{P_0}{p_T}$$

K_0は、個々の試験二輪車等及びタイヤの試験の実験データに基づき決定することが望ましいが、情報が入手できない場合には以下のとおり推定する。

$$K_0=6\times10-3K^{-1}$$

6.3.　シャシダイナモメータの設定のための目標転がり抵抗力F^*

試験二輪車等の速度V_0におけるシャシダイナモメータのF^*（ニュートン）は、以下の式によって決定する。

$$F^*(v_0)=f_0^*+f_2^*\times v_0^2$$

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千二百十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第一章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

道路運送車両の保安基準第一章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第一章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第百四十九項の次に次の五項を加える。

150　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるもののうち、平成二十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び第八十五項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年十月一日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）及び平成二十五年九月一日以降に製作されたもののうち、輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年十月三十日以前に認定を受けた型式認定自動車については、細目告示第四十一条第一項第十七号の規定にかかわらず、施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出され